

檜葉町特定用途建築物の建築に係る手続き条例

(目的)

第1条 この条例は、特定用途建築物の建築に先立つ手続きとして基本的事項を定めることにより、町内の安全かつ快適な生活環境の確保並びに秩序ある土地利用及びより良いまちづくりを推進し、良好な近隣関係の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定用途建築物 旅館、ホテル、寄宿舍、下宿、共同住宅その他規則で定める用途の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第5項の適用を受ける仮設建築物を含む。）をいう。
- (2) 町民等 町の区域内に住所若しくは居所を有する者又は町内にある土地若しくは建築物等を所有し、若しくは占有する者をいう。
- (3) 建築主 町の区域内で、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「建築確認申請」という。）を伴う特定用途建築物の建築を行おうとする者をいう。

(基本理念)

第3条 町のまちづくりは、町民等、建築主及び町の相互の信頼、理解及び協力のもとに協働によって行われなければならない。

(適用範囲)

第4条 この条例は、町内に建築される特定用途建築物について適用する。

2 町内に既に存する建築物の増築又は用途の変更（以下「増築等」という。）をする場合において、当該増築等の後の建築物（既に存する部分を含む。以下同じ。）が特定用途建築物に該当するときは、規則で定めるものを除き、当該増築等の建築物を前項に規定する特定用途建築物とみなす。

(町長の責務)

第5条 町長は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、安全かつ快適な生活環境の確保及び秩序ある土地利用の実現に努めなければならない。

2 町長は、この条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、特定用途建築物の建築に関する基本的事項について、適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

(町民等の責務)

第6条 町民等は、基本理念に対し関心と理解を深めるとともに、積極的かつ主体的に協力し、良好な生活環境の形成に努めなければならない。

(建築主の責務)

第7条 建築主は、特定用途建築物の建築を行うに当たっては、基本理念に基づき、土

地利用が地域の生活環境に及ぼす影響に配慮し、良好な生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主は、近隣との紛争が生じた場合は、誠意を持ってその解決に当たり、良好な近隣関係の形成に努めなければならない。

(基本計画書の提出)

第 8 条 建築主は、特定用途建築物の建築確認申請を行う 60 日前までに、特定用途建築物に係る基本計画書を町長に提出しなければならない。

- 2 建築主は、前項の基本計画書を変更しようとするときは、速やかに基本計画変更届を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(標識の設置)

第 9 条 建築主は、特定用途建築物の建築を行うときは、前条に規定する基本計画書を提出した日の翌日から起算して 7 日以内に、建築物の建築予定敷地内の見やすい場所に建築計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。

(説明会の開催及び報告)

第 10 条 町民等は、前条の規定により建築主が標識を設置した日の翌日から起算して 14 日以内に、町長に対し、建築計画に係る建築主による説明会（以下「説明会」という。）の開催を求めることができる。

- 2 町長は、前項の申し出を受けたとき、若しくは町長が自らの判断により必要であると認めたときは、建築主に対し、説明会の開催を求めるものとする。
- 3 建築主は、前項の求めに基づき町長から説明会の開催を求められた場合は、標識を設置した日の翌日から起算して 14 日を経過した日以後、速やかに、説明会を開催し、町民等の意見を聴かななければならない。
- 4 建築主は、前項の説明会を開催したときは、説明会を開催した日の翌日から起算して 14 日以内に、当該説明会の内容を記載した報告書を町長に提出しなければならない。
- 5 町長は、前項の報告書を受理したときは、報告書を受理した日の翌日から起算して 14 日間当該報告書の写しを縦覧に供するものとする。
- 6 町長は、第 4 項の規定による報告書に疑義があると認めたときは、建築主に対し報告書の訂正を命ずることができる。この場合において、前項の規定による縦覧期間は、訂正された報告書を受理した日の翌日から起算する。
- 7 町長は、第 4 項の規定による報告書を受理し、再度の説明会開催が必要であると認めたときは、建築主に対し意見を付して、再度説明会の開催及び報告を求めることができる。

(町との調整)

第 11 条 町長は、前条第 5 項の規定による報告書の縦覧が終了したときは、当該建築物の建築計画に関し、建築主に対して町との調整を求めることができるものとする。

- 2 建築主は、前項による町との調整の結果を踏まえて、建築確認申請をするものとする。

(勧告及び公表)

第 12 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する建築主に対し、特に必要があると認めるときは、その行為を是正させるための期間を定めて勧告を行うことができる。

- (1) 第 8 条第 1 項に規定する基本計画書を提出しない者
- (2) 第 9 条に規定する標識を設置しない者
- (3) 第 10 条第 3 項、第 4 項及び第 7 項に規定する説明会の開催及びその報告書を提出しない者

2 町長は、前項の規定による勧告に従わない建築主に対し、特に必要があると認めるときは、その旨及び氏名（法人の場合は名称及びその代表者名）の公表を行うことができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 第 8 条から第 12 条までの規定は、この条例の施行の日の翌日から起算して 6 月を経過した後に建築確認申請を行う建築物の建築について適用する。